

屋久島町地域防災計画

平成28年3月



屋久島町防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 2 節	計画の理念	2
第 3 節	防災の基本方針	3
第 4 節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 5 節	屋久島町の地勢	11
第 6 節	災害の想定	13

第 2 編 一般災害対策編

第 1 章 災害予防

〈災害に強い施設等の整備〉

第 1 節	土砂災害の防止対策	20
第 2 節	河川災害・高潮災害等の防止対策	22
第 3 節	防災構造化の推進	22
第 4 節	建築物災害の防止対策	23
第 5 節	ライフライン施設等の機能確保	24
第 6 節	防災研究の推進	24

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第 7 節	防災組織の整備	25
第 8 節	通信・広報体制（機器等）の整備	27
第 9 節	消防体制の整備	28
第 10 節	避難体制の整備	29
第 11 節	救急・救助体制の整備	34
第 12 節	交通確保体制の整備	35
第 13 節	輸送体制の整備	38
第 14 節	医療体制の整備	39
第 15 節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	41

〈住民の防災活動の促進〉

第 16 節	防災知識の普及・啓発	44
第 17 節	防災訓練の効果的实施	46
第 18 節	自主防災組織の育成強化	48
第 19 節	防災ボランティアの育成強化	51
第 21 節	企業防災の推進	52

第 22 節	要配慮者の安全確保	52
--------	-----------	----

第 2 章 災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第 1 節	応急活動体制の確立	55
第 2 節	情報伝達体制の確立	65
第 3 節	災害救助法の適用及び運用	67
第 4 節	広域応援体制	69
第 5 節	自衛隊の災害派遣要請	71
第 6 節	技術者、技能者及び労働者の確保	75
第 7 節	ボランティアとの連携等	77

〈警戒避難期の応急対策〉

第 8 節	気象警報等の収集・伝達	78
第 9 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	80
第 10 節	広報	87
第 11 節	河川災害・土砂災害等の応急対策	90
第 12 節	消防活動	92
第 13 節	避難の勧告・指示、誘導	94
第 14 節	救急・救助	101
第 15 節	交通の確保及び規制	103
第 16 節	緊急輸送	106
第 17 節	緊急医療	109
第 18 節	要配慮者への緊急支援	112

〈事態安定期の応急対策〉

第 19 節	避難所の運営	115
第 20 節	食糧の供給	116
第 21 節	給水	118
第 22 節	生活必需品の給与	120
第 23 節	医療	124
第 24 節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	126
第 25 節	動物保護対策	128
第 26 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	129
第 27 節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	133
第 28 節	住宅の供給確保	136
第 29 節	文教対策	138
第 30 節	義援金・義援物資等の取扱い	141
第 31 節	農林水産業災害の応急対策	142

〈社会基盤の応急対策〉

第 32 節	電力施設の応急対策	144
第 33 節	ガス施設の応急対策	145
第 34 節	上水道施設の応急対策	147
第 35 節	電気通信施設の応急対策	148
第 36 節	道路・河川等公共施設の応急対策	149

第 3 章 特殊災害対策

第 1 節	海上災害等対策	150
第 2 節	空港災害等対策（航空機事故）	153
第 3 節	道路事故対策	155
第 4 節	危険物等災害対策	158
第 5 節	林野火災対策	162

第 4 章 災害復旧・復興

〈公共土木施設等の災害復旧〉

第 1 節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	165
第 2 節	激甚災害の指定	167

〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第 3 節	被災者の生活確保	168
第 4 節	被災者への融資措置	172

第 3 編 地震災害対策編

第 1 章 地震災害予防

〈地震災害に強い施設等の整備〉

第 1 節	土砂災害・液状化等の防止対策	173
第 2 節	防災構造化の推進	174
第 3 節	建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）	174
第 4 節	施設等の災害防止対策の推進	176
第 5 節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	177
第 6 節	地震防災研究の推進	178

〈迅速かつ円滑な地震応急対策への備え〉

第 7 節	防災組織の整備	179
第 8 節	通信・広報体制（機器等）の整備	179
第 9 節	消防体制の整備	179
第 10 節	避難体制の整備	179
第 11 節	救急・救助体制の整備	180

第 12 節	交通確保体制の整備	181
第 13 節	輸送体制の整備	181
第 14 節	医療体制の整備	181
第 15 節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	181

〈住民の防災活動の促進〉

第 16 節	防災知識の普及・啓発	182
第 17 節	防災訓練の効果的实施	182
第 18 節	自主防災組織の育成強化	183
第 19 節	防災ボランティアの育成強化	183
第 20 節	企業防災の推進	184
第 21 節	要配慮者の安全確保	184

第 2 章 地震災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第 1 節	応急活動体制の確立	185
第 2 節	情報伝達体制の確立	185
第 3 節	災害救助法の適用及び運用	186
第 4 節	広域応援体制	186
第 5 節	自衛隊の災害派遣要請	186
第 6 節	技術者、技能者及び労働者の確保	186
第 7 節	ボランティアとの連携等	186

〈初動期の応急対策〉

第 8 節	地震情報・津波予報等の収集・伝達	187
第 9 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	189
第 10 節	広報	190
第 11 節	河川災害・土砂災害等の応急対策	192
第 12 節	消防活動	192
第 13 節	避難の勧告・指示、誘導	193
第 14 節	救急・救助	193
第 15 節	交通の確保及び規制	193
第 16 節	緊急輸送	193
第 17 節	緊急医療	193
第 18 節	要配慮者への緊急支援	194

〈事態安定期の応急対策〉

第 19 節	避難所の運営	195
第 20 節	食糧の供給	195
第 21 節	給水	195
第 22 節	生活必需品の給与	195
第 23 節	医療	196

第 24 節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	196
第 25 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	196
第 26 節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	196
第 27 節	住宅の供給確保	196
第 28 節	文教対策	197
第 29 節	義援金・義援物資等の取扱い	197

〈社会基盤の応急対策〉

第 30 節	電力施設の応急対策	198
第 31 節	ガス施設の応急対策	198
第 32 節	上水道施設の応急対策	198
第 33 節	電気通信施設の応急対策	198
第 34 節	道路・河川等公共施設の応急対策	199

第 3 章 地震災害復旧・復興

〈公共土木施設等の災害復旧〉

第 1 節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	200
第 2 節	激甚災害の指定	200

〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第 3 節	被災者の生活確保	201
第 4 節	被災者への融資措置	201

第 4 編 津波災害対策編

第 1 章 津波災害予防

〈津波災害予防の基本的な考え方〉

第 1 節	総合的な津波対策のための基本的な考え方	202
第 2 節	過去に遡った津波の想定	202
第 3 節	津波想定に係る留意点	202

〈津波災害に強い地域づくり〉

第 4 節	津波災害防止対策の推進	203
第 5 節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	206
第 6 節	防災構造化の推進	207
第 7 節	建築物災害の防止対策の推進	207
第 8 節	公共施設等の災害防止対策の推進	207
第 9 節	危険物災害等の防止対策の推進	208
第 10 節	津波防災研究等の推進	208

〈迅速かつ円滑な津波応急対策への備え〉

第 11 節	防災組織の整備	209
第 12 節	通信・広報体制（機器等）の整備	209
第 13 節	津波等観測体制の整備	210
第 14 節	消防体制の整備	210
第 15 節	避難体制の整備	211
第 16 節	救急・救助体制の整備	214
第 17 節	交通確保体制の整備	215
第 18 節	輸送体制の整備	215
第 19 節	医療体制の整備	215
第 20 節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	215

〈住民の防災活動の促進〉

第 21 節	防災知識の普及・啓発	216
第 22 節	防災訓練の効果的实施	217
第 23 節	自主防災組織の育成強化	217
第 24 節	防災ボランティアの育成強化	217
第 25 節	企業防災の推進	218
第 26 節	要配慮者の安全確保	218

第 2 章 津波災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第 1 節	応急活動体制の確立	219
第 2 節	情報伝達体制の確立	220
第 3 節	災害救助法の適用及び運用	220
第 4 節	広域応援体制	220
第 5 節	自衛隊の災害派遣要請	220
第 6 節	技術者、技能者及び労働者の確保	220
第 7 節	ボランティアとの連携等	221

〈初動期の応急対策〉

第 8 節	津波警報・津波情報等の収集・伝達	222
第 9 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	232
第 10 節	広報	233
第 11 節	消防活動	235
第 12 節	避難の勧告・指示、誘導	235
第 13 節	救急・救助	236
第 14 節	交通の確保及び規制	236
第 15 節	緊急輸送	237
第 16 節	緊急医療	237
第 17 節	要配慮者への緊急支援	237

〈事態安定期の応急対策〉

第 18 節	避難所の運営	238
第 19 節	食糧の供給	238
第 20 節	給水	238
第 21 節	生活必需品の給与	238
第 22 節	医療	239
第 23 節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	239
第 24 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	239
第 25 節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	239
第 26 節	住宅の供給確保	239
第 27 節	文教対策	240
第 28 節	義援金・義援物資等の取扱い	240

〈社会基盤の応急対策〉

第 29 節	電力施設の応急対策	241
第 30 節	ガス施設の応急対策	241
第 31 節	上水道施設の応急対策	241
第 32 節	電気通信施設の応急対策	241
第 33 節	道路・河川等公共施設の応急対策	241

第 3 章 津波災害復旧・復興

第 1 節	地域の復旧・復興の基本的方針の決定	242
第 2 節	迅速な現状復旧の進め方	242
第 3 節	計画的復興の進め方	244
第 4 節	被災者等の生活再建等の支援	245
第 5 節	被災者への融資措置	246

第 5 編 火山災害対策編

〈口永良部島における火山災害対策〉

第 1 節	防災環境	247
第 2 節	災害予防	251
第 3 節	災害応急対策計画	264
第 4 節	災害復旧・復興計画	276

※資料編（別冊）